

医療 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 ☎476-1111
国民健康保険係(134)
健康増進係(131)



国保に届け出が必要なとき

国保に加入するときや辞めるときなどには、14日以内に国保の窓口へ届け出が必要です。届け出は世帯主が行います。



国保に加入するとき		国保を辞めるとき	
	届け出に必要なもの		届け出が必要なもの
他の市町村からの転入★	・他の市町村の転出証明書	他の市町村への転入★	・国民健康被保険者証
職場の健康保険を辞めたとき	・離職票または ・資格喪失連絡表	職場の健康保険に加入したとき	・職場の健康被保険証または 資格取得連絡表 ・国民健康被保険者証
職場の健康保険の扶養者を外れたとき	・資格喪失連絡表	職場の健康保険の扶養者になったとき	
子どもが産まれたとき★	・母子健康保険	国民健康被保険者が亡くなったとき★	・死亡を証明するもの ・国民健康被保険者証
生活保護が廃止されたとき	・生活保護廃止決定通知書	生活保護が開始されたとき	・生活保護開始決定通知書 ・国民健康被保険者証
その他に届け出が必要なとき		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <h3 style="background-color: orange; color: black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">注意</h3> <p>【すべての手続きで必要なもの】 ・マイナンバーカード ・印かん</p> <p>★住民環境課で届け出を済ませた後、国民健康保険係へお越しください。 ※修学のため転出する場合は、国保に届け出をしないと保険証が使えなくなります。修学を終えたときも、忘れずに届け出してください。</p> </div>	
	届け出に必要なもの		
同じ市町村内で住所が変わったとき★	・国民健康被保険者証		
世帯主や氏名が変わったとき★			
世帯が分かれたり一緒になったとき★			
修学のため、別に住所を定めるとき★※	・在学証明書 ・国民健康被保険者証		

◆パブリックコメントを実施します【健康増進係】

町では、『大崎町健康増進計画』の策定にあたり、住民のニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、パブリックコメントを実施いたします。

【募集期間】 3月15日（木）～3月30日（金）

【意見募集対象】 大崎町健康増進計画

【閲覧場所】 役場本庁1階 情報公開コーナー・野方支所・町ホームページ

【意見提出方法】 所定の様式を電子メール、郵送、窓口持参のいずれかの方法で保健福祉課健康増進係へ提出
※様式は閲覧場所に設置しております。また、町ホームページからも入手できます。

【意見提出期限】 3月30日（金）17：00必着

【留意事項】 氏名などを公表はしませんが、学識経験者や専門家にあつては、了承を得たうえで氏名または団体名を公表する場合があります。意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。